＝＝

公正取引協会メールマガジン

＝＝

（令和８年４月１日（水）発行　第２１８号）

◆目次

１．競争政策かわら版
２．違反事件ファイル
３．法令トピックス
４．海外競争法ヘッドライン
５．公正取引協会からのお知らせ

==========

１　競争政策かわら版

==========

【１．独占禁止法関係】

〇国交省、独禁法特例法に基づき松江地区における乗合バス事業の共同経営計画を認可（３月１７日）

国土交通省は、令和２年１１月に施行された独占禁止法の特例法に基づき、島根県松江市において松江市交通局と一畑バスが行う乗合バス事業について、両社が競合する一部路線での共同運行のほか、等間隔ダイヤや市街地ゾーン内均一制運賃の導入等を行う内容の共同経営計画を認可しました。

（公表資料〔国土交通省ウェブサイト〕）
https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo12_hh_000508.html

（公表資料〔松江市交通局・一畑バスウェブサイト〕）
https://matsue-bus.jp/topics/16746

https://bus.ichibata.co.jp/m_news/令和８年４月１日-共同運行計画に伴う路線・ダイヤお/

〇国会、公取委の新委員２名の人事案件について同意（３月１９日・３月２３日）

国会は、公職への就任に際して衆参両院の同意を要する人事案件を審議し、本年２月２１日に任期満了を迎えた公正取引委員会の三村晶子委員及び同じく４月１日に定年退官となる青木玲子委員の後任として、元福岡高等裁判所長官の矢尾和子氏及び駒澤大学法科大学院教授の若林亜理砂氏を充てる件について、３月１９日に衆議院、同２３日に参議院の各本会議において、いずれも全会一致で同意しました。

※矢尾氏は３月２４日付で委員に任命されました。また、若林氏は青木委員が退官となる４月１日の翌日以降に任命される予定です。

（公表資料〔参議院ウェブサイト〕）
https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/221/meisai/m221400221002.htm

SAMPLE

【２．取適法関係】

〇政府、政労使の意見交換を開催。関係省庁における適正な価格転嫁の実現に向けた取組状況等が示される（３月２３日）

政府は、今年の春季労使交渉の集中回答日（３月１８日）の機会をとらえ、高市総理大臣出席の下、経済界及び労働団体の代表者を交えて「政労使の意見交換」を開催しました。会合では公正取引委員会から、本年１月に施行された取適法のほか、今後行う予定の優越ガイドラインと物流特殊指定の改正、製造委託等を対象とする新たな特殊指定の策定に関する概要が説明されたほか、関係省庁から、賃上げに向けた価格転嫁促進策の取組状況が報告されました。また労使の各団体からは、取適法の一層の周知徹底や官公需での価格転嫁に向けた環境整備などを求める意見が寄せられ、高市総理からは取適法の厳正な執行と価格転嫁・取引適正化を更に徹底する旨の発言がありました。

（公表資料〔内閣官房（日本成長戦略本部）ウェブサイト〕）
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/nipponseichosenryaku/seiroushi/dai2/gijisidai.html

＜参考：労使各団体の公表資料＞
（日本労働組合総連合会）
https://www.jtuc-rengo.or.jp/news/news_detail.php?id=2336

（全国中小企業団体中央会）
https://www.chuokai.or.jp/index.php/13665/

（全国商工会連合会）
https://www.shokokai.or.jp/?post_type=seisakus&p=15472

〇中企庁の取引問題小委員会、受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の改正等について討議（３月２３日）

中小企業政策審議会の取引問題小委員会は第２４回会合を開催し、経済産業大臣から諮問を受けた、受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の改正等について議論しました。今回の改正では、知的財産権等に係る取引の適正化についての記載を拡充するほか、型の無償保管についての具体的な問題行為の明記、また価格転嫁の浸透を後押しする人事評価制度の整備についての記載を追加することとされています。今後、当該内容について意見募集を行い、本年６月頃を目途に改正振興基準が公表される予定です。

（公表資料〔中小企業庁ウェブサイト〕）
https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shingikai/torihikimondai/024/024.html

〇国交省、公取委及び中企庁との連名で、燃料価格高騰時におけるトラック運送業の価格転嫁の徹底について関係団体に要請（３月２７日）

国土交通省は、今般の中東情勢に伴う燃料価格の高騰や燃料供給の不安定化により、トラック運送事業者の事業運営に支障が生じる懸念があるとして、発注者である荷主や元請事業者等の関係団体に対し、トラック運送事業者との適切な協議による運賃や料金の決定・改定や、燃料サーチャージ制の導入等を通じて、燃料価格の変動分も含めた価格転嫁を徹底するよう、公正取引委員会及び中小企業庁との連名で要請しました。

SAMPLE

（公表資料〔（公社）全日本トラック協会ウェブサイト〕）
https://jta.or.jp/member/genyukoto/20260330tenka.html

〇公取委・中企庁・特許庁、知的財産権等の取引適正化を巡る独禁法上の考え方等を示す指針と契約書ひな形の案を公表、意見募集を開始（３月３０日）

公正取引委員会は、中小企業庁及び特許庁と合同で開催した、知的財産取引適正化ワーキンググループ（ＷＧ）における検討結果やＷＧ報告書で示された方向性を踏まえ、「知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針」の案及び同指針の付属資料（契約書ひな形）の案を作成し、意見募集を開始しました（意見提出期限：４月２８日）。同指針案では、知的財産権等の取引や価値評価等における基本的な対応方針のほか、独占禁止法等の考え方や問題となり得る事例、競争政策上の望ましい対応などが示されています。また付属資料では、秘密保持や共同開発など知的財産権を巡る４つの契約類型において利用可能なひな形が、活用の際に役立つコメントと共に公表されています。

（公表資料〔公正取引委員会・中小企業庁・特許庁ウェブサイト〕）※内容同一
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/mar/260330_pubcomme.html

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2026/260331001.html

https://www.jpo.go.jp/news/public/iken/260330_chizai-know-how.html

【３．公取委事務総長定例会見】

〔３月１８日〕
・「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」改正案等に対する意見募集
https://www.jftc.go.jp/houdou/teirei/2026/260318.html

〔３月２５日〕
・公正取引委員会委員の就任
https://www.jftc.go.jp/houdou/teirei/2026/260325.html

==========

２　違反事件ファイル

==========

【１．取適法関係】

※以下の４件とも、当該製造委託等は取適法の施行前になされているため、旧下請法が適用されています。

〇株式会社松尾製作所に対する勧告（公正取引委員会、３月１７日）
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/mar/260317_chubutoriteki.html

SAMPLE

⇒製造を請け負う自動車用部品の製造を委託した下請事業者に対し、長期間発注が無い当該部品に係る金型等（計７５９個、対象事業者１２名）を無償で保管させ、単価改定を行った有償支給原材料の改定前との差額に在庫分の重量を乗じた金額を「評価替え」として提供させていた（対象事業者６名）として、下請法違反（不当な経済上の利益提供要請の禁止）で勧告を行った事例（金型等の無償保管分を含む費用相当額：約１１６万円、「評価替え」により提供させた額：約４４９５万円）

＜参考：本件に関する事業者のプレスリリース＞
https://kk-matsuo-ss.co.jp/1539/

〇富士通フロンテック株式会社に対する勧告（公正取引委員会、３月２４日）
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/mar/260324_fujitsufrontech.html

⇒販売し又は製造を請け負う決済端末、業務用端末等の部品の製造を委託した下請事業者４８名に対し、長期間発注が無い当該部品に係る金型等（計２５７７個）を無償で保管させていたとして、下請法違反（不当な経済上の利益提供要請の禁止）で勧告を行った事例

※本件は、中小企業庁が公正取引委員会に対して措置請求を行った事案です。
（公表資料〔経済産業省（中小企業庁）ウェブサイト〕）
https://www.meti.go.jp/press/2025/03/20260324007/20260324007.html

＜参考：本件に関する事業者のプレスリリース＞
https://global.fujitsu/-/media/Project/Fujitsu/Fujitsu-HQ/subsidiaries/frontech/home/news/press-releases/nws20260324.pdf

〇徳島トヨタ自動車株式会社に対する勧告（公正取引委員会、３月２６日）
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/mar/260326_tokushimatoyotajidousya.html

⇒販売する自動車の加工及び請け負う自動車の修理を委託した下請事業者に対し、自動車の引取り又は引渡しに係る運送を無償で２７２８回行わせ（計１３６４台、対象事業者６名）、自動車に用いる部品の引取りに係る運送を無償で５４０回行わせていた（対象事業者５名）として、下請法違反（不当な経済上の利益提供要請の禁止）で勧告を行った事例

＜参考：本件に関する事業者のプレスリリース＞
https://www.t-tokushima.jp/blog/company/detail/11484

〇矢崎部品株式会社に対する勧告（公正取引委員会、３月３０日）
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/mar/260330_yazaki.html

⇒親会社（矢崎総業）から請け負う自動車用部品（本件製品）及び同製品に用いる本件部品の製造を委託している下請事業者に対し、製造委託した本件部品と同一の物を製品サンプルとして無償で製造・保管させ（対象事業者８４名）、本件製品又は本件部品の製造における品質記録帳票類（書面又は電磁的記録）を無償で保管させ（対象事業者１１９名）、長期間発注が無い本件製品又は本件部品に係る金型等（計５２３５個）を無償で保管させていた（対象事業者６９名）として、下請法違反（不当な経済上の利益提

SAMPLE

供要請の禁止）で勧告を行った事例

※本件は、みなし適用規定（従来の「トンネル会社の規制」）が適用された事例です。

＜参考：本件に関する事業者のプレスリリース＞
https://www.yazaki-group.com/file/20260330 公正取引委員会からの勧告について.pdf

【２．フリーランス法関係】

〇株式会社テレビ北海道に対する勧告（公正取引委員会、３月１６日）
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/mar/260316_flhokkaido.html

⇒放送番組の制作に係る動画、音声データ等の作成、ディレクター業務等を委託している特定受託事業者に対し、直ちに取引条件を明示せず（対象事業者３３名）、報酬の支払期日までに報酬を支払わなかった（対象事業者３２名）として、フリーランス法違反で勧告を行った事例

＜参考：本件に関する事業者のプレスリリース＞
https://www.tv-hokkaido.co.jp/special/apology_20260316/

〇株式会社京都放送に対する勧告（公正取引委員会、３月３１日）
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/mar/260331_flkinki.html

⇒放送番組等の制作に係る構成台本の作成、出演、ヘアメイク、スタイリング等を委託している特定受託事業者に対し、直ちに取引条件を明示せず（対象事業者１３２名）、報酬の支払期日までに報酬を支払わず（対象事業者１１０名）、合意なく報酬の額から振込手数料を差し引いた（対象事業者６７名）として、フリーランス法違反で勧告を行った事例

＜参考：本件に関する事業者のプレスリリース＞
https://www.kbs-kyoto.co.jp/corp/info/20260331/

【３．景品表示法関係】

〇太陽光発電システム機器等の販売施工業者４社に対する課徴金納付命令（消費者庁、３月１７日）
https://www.caa.go.jp/notice/entry/045384/

⇒太陽光発電システム機器等及びそれらの導入に伴う施工サービスの提供に当たり、自社ウェブサイトで、自社の商品およびサービスが、利用者等に対して実施した調査で第１位であるかのように表示していたが、実際には同表示は客観的な調査に基づくものではなく、当該調査結果を正確かつ適正に引用しているものではなかったとして、景表法違反（優良誤認）で課徴金納付命令（４社合計４４８３万円）を行った事例

＊各社が措置命令を受けた日は以下のとおり。
・フロンティアジャパン：令和６年２月２９日
・エスイーライフ：令和６年３月５日
・ＳＣエージェント：令和６年３月６日
・安心頼ホーム：令和６年２月２７日

SAMPLE

〇プルチャーム株式会社に対する措置命令（東京都、３月２３日）
https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/torihiki/hyoji/keihyo/20260323.html

⇒育毛剤の販売に当たり、
（１）複数のウェブサイトで示した、本件商品の使用により容易に発毛効果が得られるかのような表示に合理的根拠が無く、同商品が画期的な効果を有するかのような表示や完売表示・比較画像も事実に基づくものではなく、ＳＮＳ投稿も実在する人物によるものではなかった
（２）当該ウェブサイトの表示が自社の表示であることを全く記載せず、また自社ウェブサイトで表示した毛髪診断士が自社の従業員であることを明らかにしなかったことについて、当該表示は一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難であると認められる表示に該当する
として、景表法違反（優良誤認、ステルスマーケティング告示）で措置命令を行った事例

〇エステティックサロンの運営事業者３社に対する措置命令（消費者庁、３月２６日）
https://www.caa.go.jp/notice/entry/045622/

⇒自社が運営するエステティックサロンでの施術サービスの提供に当たり、ビューティーサロン等の検索・予約サイトでクーポンを提供し、クーポン記載の期限内に同サービスを申し込んだ場合に限って割引が適用されるかのように表示していたが、実際には当該期限後の申込みであっても割引を適用していたとして、景表法違反（有利誤認）で措置命令を行った事例

＜参考：本件に関する事業者のプレスリリース＞
（シェイプアップハウス）
https://www.miss-paris-group.co.jp/news/2026/news0326.html

（ミス・パリ・ジェイピーエヌ）
https://www.miss-paris.co.jp/news/detail/4244/

==========

３　法令トピックス

==========

〇「不当景品類及び不当表示防止法施行規則の一部を改正する内閣府令」の公布
（令和８年内閣府令第２２号〔３月３１日付官報号外第７５号〕）

【あらまし】
・令和５年改正景品表示法により、弁明の機会の付与の通知及び公示送達についてインターネットを用いた方法を導入することとされたことに伴い、その具体的な内容を定めるもの。

・本府令の施行期日を「令和８年５月１５日」とするもの。

＜参考：消費者庁ウェブサイト（本件に関する意見募集の結果公示）＞
https://www.caa.go.jp/notice/entry/045682/

SAMPLE

==========

４　海外競争法ヘッドライン

==========

【１．米国】

〇ＦＴＣとＤＯＪ、ＨＳＲ法に基づく企業結合の事前届出様式（改訂版）に関する意見募集を開始（３月２５日）

連邦取引委員会（ＦＴＣ）と司法省（ＤＯＪ）、ハート・スコット・ロディノ法（ＨＳＲ法）に基づく企業結合の事前届出様式について、昨年２月に公表した改訂版の有効性に関する意見募集を開始（意見提出期限：５月２６日）。改訂版の様式については、米国商工会議所などがＨＳＲ法の権限を超える違法なものとして異議申立てを行ったところ、本年２月にテキサス州東部地区連邦地裁が当該様式を無効とする命令を出し、ＦＴＣによる控訴中の執行停止も却下されたため、現状では改訂前の旧様式に基づく届出が行われている。

（公表資料〔連邦取引委員会ウェブサイト〕）
https://www.ftc.gov/news-events/news/press-releases/2026/03/federal-trade-commission-department-justice-seek-public-comment-premerger-notification-report-form

【２．オーストラリア】

〇ＡＣＣＣ、中東情勢の緊迫化による燃料不足を踏まえ、大手燃料会社に対し供給に係る共同行為を暫定的に認可（３月２０日）

競争・消費者委員会（ＡＣＣＣ）、中東情勢の緊迫化による国内での燃料不足に対処するための緊急的な措置として、オーストラリア石油協会（ＡＩＰ）及び同協会に加盟する事業者等に対し、燃料供給に関する情報交換や出荷調整などの共同行為の実施を暫定的に認可したことを公表。ただ、認可には条件が付されており、共同行為に際しては連邦政府や州・準州政府の指示又は助言に沿った措置を講じなければならないとされているほか、認められるのはあくまでも燃料供給を巡る行為に限られ、燃料価格に関する情報交換や合意などは禁じられている。

（公表資料〔オーストラリア競争・消費者委員会ウェブサイト〕）
https://www.accc.gov.au/media-release/accc-authorises-fuel-majors-to-coordinate-to-ensure-fuel-supplies-with-conditions

==========

５　公正取引協会からのお知らせ

==========

【実務に役立つ公正取引協会の各種講座】～お申込み受付中！～

＜独占禁止法関係＞

〇令和８年度　独占禁止法入門講座〔後援：公正取引委員会〕
（５月１９日（会場・ライブ配信）及び３週間のオンデマンド配信）

SAMPLE

〇米国・ＥＵ競争法講座
（５月から８月まで全４回（ライブ配信）及び２週間のオンデマンド配信）

〇令和８年度　白石忠志教授ゼミ「独禁法事例研究」
（４月から来年２月まで全１０回（ライブ配信）及び２週間のオンデマンド配信）

＜取適法（旧下請法）関係＞

〇令和８年度　取適法（旧下請法）入門講座〔後援：公正取引委員会〕
（会場（東京（２回）・名古屋・大阪・福岡）またはオンデマンド配信）

〇取適法研究会（令和８年度）
（６月から来年３月まで全５回（会場＆ライブ配信））

****

【発　行】
公益財団法人　公正取引協会（編集担当：笹田）
〒１０７－００５２　東京都港区赤坂１－４－１　赤坂ＫＳビル２階
https://www.koutori-kyokai.or.jp/

SAMPLE